

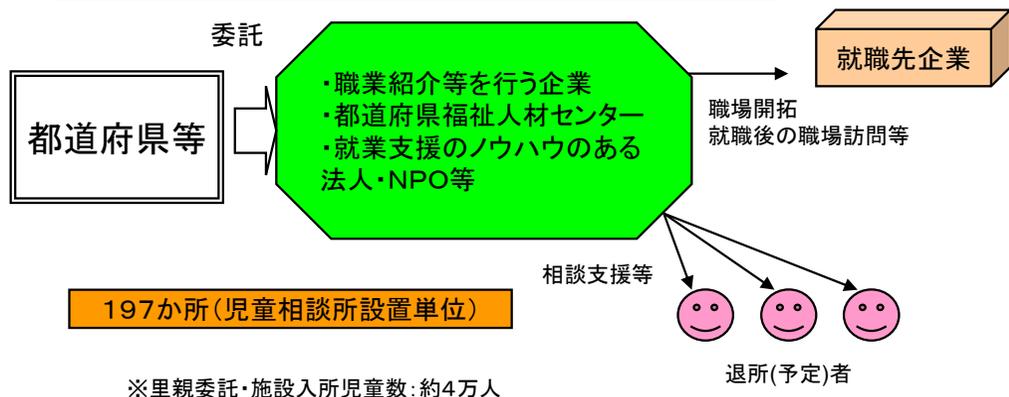
④ 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

社会的養護退所児童等の自立支援

【安心子ども基金の対象事業の追加】

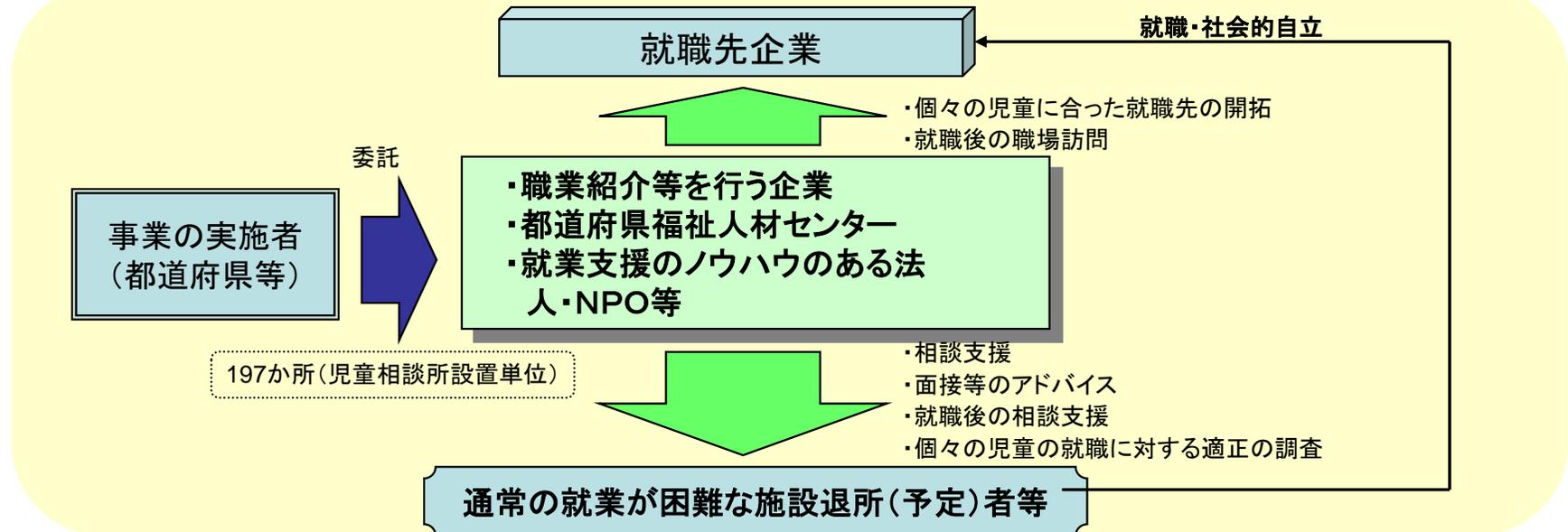
児童養護施設等の退所者等に対する就業支援

現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就業が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 高等学校等卒業後の児童養護施設入所児童の進路に関する調査によると、進学又は就職をしていない児童が 6.7%、就職した児童のうち、1年間のうちで転職した児童が31.4%となっている。

※ この原因の一つは、施設での生活により対人関係の構築が苦手であったり、軽度の障害等により職場の選択が狭くなっていることが原因と考えられる。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えらるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



社会的養護入所児等の生活向上のための設備整備等による環境改善

児童入所施設等の安全対策・環境改善

- ・老朽化遊具等の更新
- ・大型冷蔵庫、食器消毒保管庫等の更新・購入
- ・乳児、児童用ベッド等の更新・購入
- ・カーペット敷・壁紙等の改修
- ・ケア単位の小規模化・個室化のための改修
- ・学習環境整備のためのパソコン購入等

児童相談所及び市町村における児童相談体制整備

- (児童安全確保体制の整備)
- ・証拠保全のためのビデオカメラ、ICレコーダー等の整備
- ・職員の安全のための対刃防護衣や安全靴等の整備
- (市町村児童虐待防止体制の整備)
- ・家庭訪問用電動アシスト自転車や訪問用乳児体重計等の整備

簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設等

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童相談所(一時保護所含む)、婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)、里親、地域子育て支援拠点、母子家庭等就業・自立支援センター

※県社協等が施設退所者、自立援助ホーム入所者、母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業等を支援するためにパソコンを貸し出す場合に必要なパソコンを購入するための経費も補助する。

賃貸・改修等の補助対象の拡大(NPO等への支援)

～ファミリーホーム・自立援助ホーム等の設置促進～

【内 容】

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の設置促進を図るため、新たに設置するために必要な、

- ・賃貸物件で実施する場合の賃借料(礼金を含む。以下同じ)・改修費(設備、備品を含む。以下同じ)
 - ・自前建物で実施する場合の改修費
- を補助する。

【対 象】

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園型自活訓練事業、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設

質の向上のための研修体制の充実

【安心子ども基金の対象事業の追加】

施設職員の研修にかかる経費の補助

短期研修

研修者：年間約2000人

社会的養護職員の資質の向上のため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図るため、研修への参加経費、研修に伴う代替職員の経費を補助する。

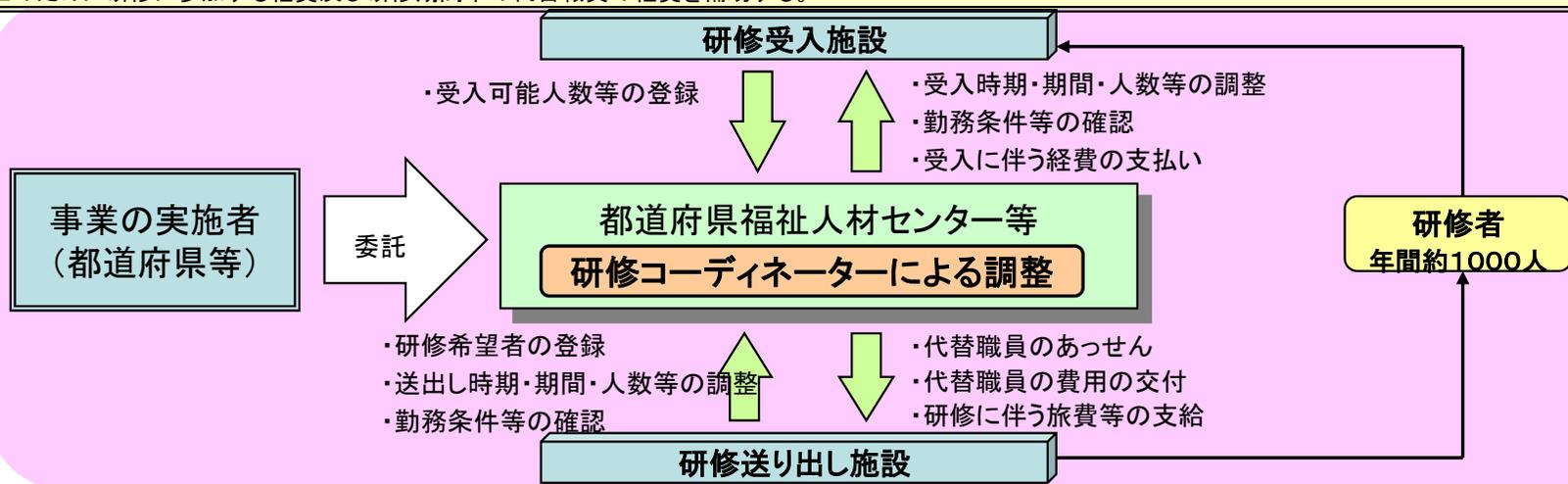
長期研修

研修者：年間約1000人

- 児童養護施設をはじめとする社会的養護施設において近年、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアなど、家庭的な環境の下で職員との個人的な関係を重視したケアを進めているところである。
- また、社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど、新たな専門性が求められている。

このような状況に対応するため、一定期間、大規模な集団でケアを行っている施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修させたり、児童養護施設等の職員を障害児施設で研修させることにより、ケアの充実を図る。事業の実施にあたり、都道府県に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の条件の確認などを行うとともに、代替職員のあっせんや、費用の支給などを行う。

【児童虐待防止関係】児童相談所職員、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等に携わる市町村職員等の資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費を補助する。



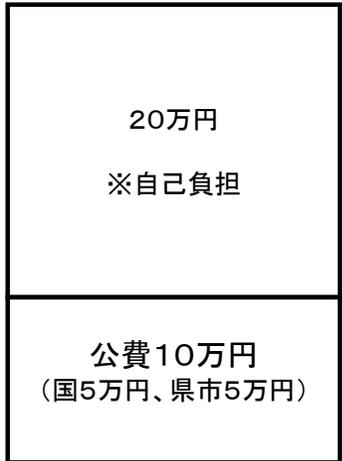
特定不妊治療の支援について

給付事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないように、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

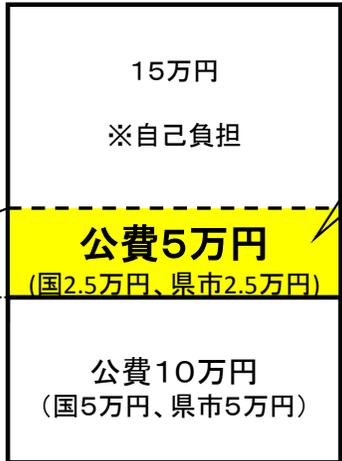
<現状>

1回当たり

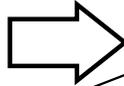


<拡充後>

1回当たり



30万円(平均的な治療費)



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業
 ○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 ○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
 ○実施主体・都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業
 ○不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

ファミリー・サポート・センター事業の概要

～ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む）の利用の支援～

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業（病児・緊急対応強化モデル事業）を行っているところである。これに加え、今般、ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）等に対して利用支援を実施することにより、利用の促進を図る。

○相互援助活動の例

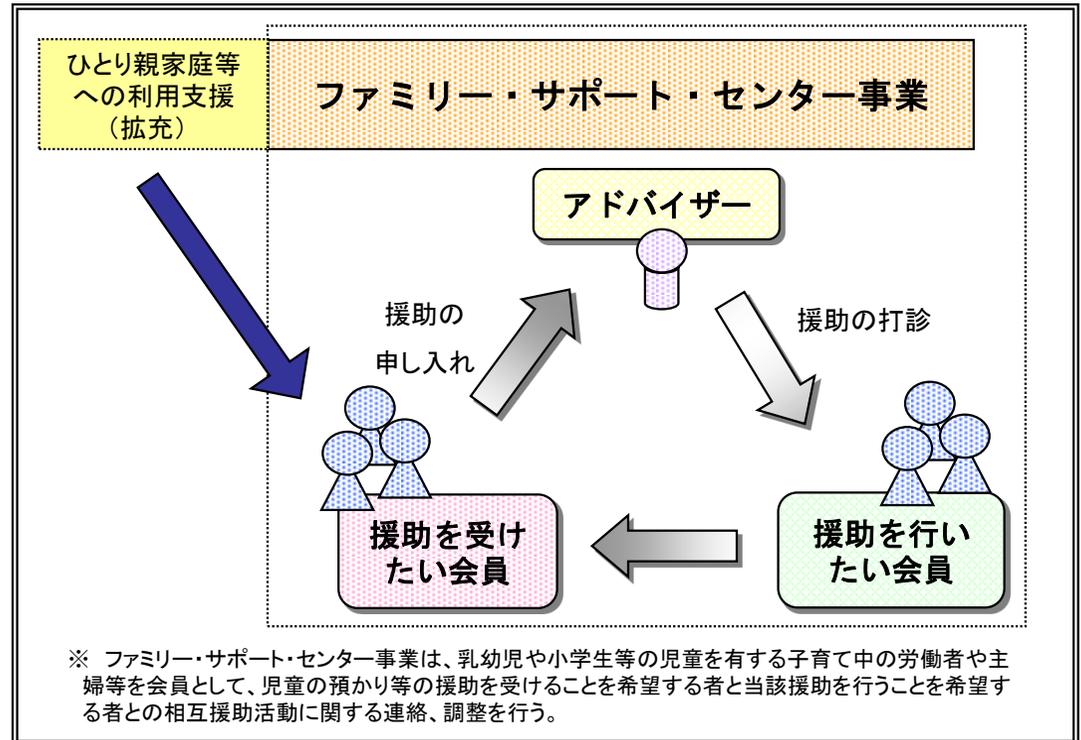
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村（平成20年度）

- ・579市区町村

○会員数（※平成18年度末現在）

- ・援助を受けたい会員 223,638人
- ・援助を行いたい会員 83,836人
- ・両方会員 29,948人



『経済危機対策』

「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

(内容)

○支給対象となる子：平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3～5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注) 平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

- 支給額 : 支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)
- 支給先 : 支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 支給手続 : 各世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限 : 各市町村における申請受付開始日から○か月(検討中)
- 予算額 : 事業費約1,254億円(全額国庫負担)

※ 平成21年度補正予算案に計上。

平成21年度 安心こども基金の配分額の算定方法について

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
1. 保育サービス等の充実	283億円	
拡充 (1) 保育所等整備事業 ・保育所の耐震化整備費の補助 ・賃貸物件による保育所整備事業の対象拡大	225億円	$180\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ $+$ $45\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
新規 (2) 広域的保育所利用事業 ・自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスの実施	43億円	$34\text{億円} \times \text{A県就学前児童数} / \text{全国就学前児童数}$ $+$ $9\text{億円} \times \text{A県待機児童数} / \text{全国待機児童数}$
拡充 (3) 家庭的保育改修等事業 ・自宅以外で家庭的保育事業を実施する場合の賃借料補助	6億円	$5\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$ $+$ $1\text{億円} \times \text{A県家庭的保育者数} / \text{全国家庭的保育者数}$
拡充 (4) 保育の質の向上のための研修事業等 ・保育士再就職支援コーディネーターの配置	9億円	$9\text{億円} \times \text{A県登録保育士数} / \text{全国登録保育士数}$
新規 2. 認定こども園等の環境整備等事業(文部科学省関係)分	68億円	幼稚園教員数、幼稚園数、認定こども園数等により配分
新規 3. すべての子ども・家庭への支援 ・地域子育て創生事業	502億円	$408\text{億円} \times \text{A県18歳以下児童数} / \text{全国18歳以下児童数}$ $+$ 2億円

区 分	配分内訳	配分額の算定方法
新規 4. ひとり親家庭等への支援事業分	502億円	
(1)高等技能訓練促進費等事業	178億円	53億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 125億円 × (A県高等技能訓練促進費支給実績 / 全国高等技能訓練促進費の支給実績)
(2)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	250億円	事業を実施するために厚生労働大臣が必要と認めた額
(3)その他事業	74億円	50.4億円 × (A県児童扶養手当受給者数 / 全国児童扶養手当受給者数) + 0.5億円
新規 5. 社会的養護の拡充	146億円	
・社会的養護の拡充		146億円 × A県の社会的養護児童数 / 全国の社会的養護児童数
計	1500億円	計数はそれぞれ四捨五入しており、端数により合計と合致しないものがある。